

国際日本文化研究センター研究教育職員候補者選考規則の運用に係る申合せ

〔平成16(2004)年 7月15日 決定〕
〔令和 4(2022)年 3月 4日 最終改正〕

国際日本文化研究センター研究教育職員候補者選考規則（以下「規則」という。）

第2条に関し、以下のとおり申し合わせる。

- 1 国際研究企画室及び総合情報発信室の准教授候補者に係る選考委員会の構成については、第2条第2項の規定にかかわらず、同項第3号の委員を加えないことができるものとする。
- 2 この申合せは、平成16年7月15日から適用する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和4(2022)年4月1日から適用する。